

# 最低賃金改定のお知らせ

広島県最低賃金は  
平成28年10月1日から

時間額 **793** 円です。  
なとと く さいちん  
(平成28年9月30日までは、769円です)

## 最低賃金に算入しない賃金

- (1) 精皆勤手当、通勤手当、家族手当
- (2) 時間外、休日及び深夜の割増賃金
- (3) 臨時に支払われる賃金及び1か月を超える期間ごとに支払われる賃金

広島県最低賃金は、県内の事業場で働くすべての労働者に適用されます。

- ・ 年齢、性別、雇用形態〔常用・臨時・パート・アルバイト等〕、支払形態〔月給・日給・時給等〕の別を問いません。
- ・ 特定の産業で働く労働者については、広島県最低賃金よりも高い特定(産業別)最低賃金が適用される場合があります。
- ・ 派遣労働者については、派遣先の事業場に適用される地域別最低賃金又は特定(産業別)最低賃金が適用されます。
- ・ 最低賃金より低い賃金を労使合意の上で定めても、最低賃金法によって無効とされ、最低賃金額と同様の定めをしたものとみなされます。

## 賃金引上げに取り組む、中小企業・小規模事業者の皆様へ (ご案内)

- ・ 広島県最低賃金総合相談支援センター【Tel0120-73-0610】

専門家派遣・相談等

[最低賃金 相談 検索](#)

- ・ 業務改善助成金【雇用環境・均等室 Tel082-221-9247】

事業場内で最も低い賃金(時間給)を引き上げる等(要件)

[広島労働局 検索](#)

- ・ キャリアアップ助成金【職業対策課 Tel082-502-7832】

非正規雇用労働者の賃上げ2%以上等(要件)

[広島労働局 検索](#)

広島労働局 賃金室 Tel082-221-9244

広島中央労働基準監督署 Tel082-221-2460

呉 労働基準監督署 Tel0823-22-0005

福山 労働基準監督署 Tel084-923-0005

三原 労働基準監督署 Tel0848-63-3939

尾道 労働基準監督署 Tel0848-22-4158

三次 労働基準監督署 Tel0824-62-2104

広島北 労働基準監督署 Tel082-812-2115

廿日市 労働基準監督署 Tel0829-32-1155